

(議院運営委員会)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二号) (衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員に準じて、国会職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する。
- 二、この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。